

建設業のBCMの重要性に関する講習会を開催

日建連では、二〇一五年に作成した「建設BCP(事業継続計画)ガイドライン(第4版)」を、近年の内閣府ガイドラインの改訂に合わせて、二〇二四年三月に「建設BCPガイドライン(第5版)」に改訂した。

前回の「建設BCPガイドライン(第4版)」は、首都直下地震を念頭に作成したものであったが、今回の改訂では、発生が予測可能な風水害などに対する予防的な行動などについて新たにタイムラインなどの考え方を「風水害編」として盛り込むとともに、テレワークの活用、オンラインを活用した意思決定と情報セキュリティの強化についても、企業を取り巻く環境変化への対応として反映した。

また、災害対策基本法に基づく国の「防災基本計画」において「災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める」ことが企業の果たす役割

の一つとして記載されていることから、BCPは策定するだけでなくそれを企業内に浸透させ、継続的に改善していくBCM(事業継続マネジメント)として管理・運用すること

が重要である。日建連災害対策委員会では、日頃より建設業の防災力、事業継続力向上のための取り組みを実施しているところであり、今年度から来年度にかけて、「建設BCPガイドライン(第5版)」を活用し、支部会員向けに「建設業のBCMの重要性に関する講習会」を開催すること

度にかけて、「建設BCPガイドライン(第5版)」を活用し、支部会員向けに「建設業のBCMの重要性に関する講習会」を開催すること

開催実績

- ・東北支部 2024年9月19日開催済
 - ・九州支部 2024年10月21日開催済
- 順次、その他の支部での開催を予定

9/19(東北支部)プログラム




主催者挨拶	石村 彰生 日建連 東北支部 総務・企画委員会 副委員長
講演	「建設業のBCM/BCPの重要性」 《講師》丸谷 浩明 氏 東北大学 災害科学国際研究所 防災実践推進部門 防災社会推進分野 教授
説明	「建設BCPガイドライン改訂のポイント」 《説明者》坂 克人 (日建連 常務執行役)



9/19(東北支部)講習会の様子

講習会資料 建設BCPガイドライン(第5版)について

ガイドラインを読むとこんなことがわかる

- 建設業特有の「社会からの要請に応える」重要性を踏まえた、BCMの枠組み  主に第1部(基本編)に反映
 - 首都直下地震に加え、津波被害の発生する海溝型地震など、複数タイプの地震への備え  主に第2部(地震編)に反映
 - オンラインツールの活用など新しい取り組み事例  主に第3部(水害編)に反映
 - 発生が予測可能な災害への対応及びBCPにおける追加検討ポイント
- その他にも... ● 南海トラフ巨大地震後の後発地震アラートへの対応
● 水害に対する政府や気象庁など関係機関の考え方や動き

講習会資料 建設BCPガイドライン(概要版)の抜粋

BCM取組みの意義

建設業の特徴

災害発生時には、活用できる経営資源が限られる中で対応を迫られることから、一般的に、実施すべき重要業務は慎重に絞り込みが行われます。一方で、建設業においては、災害発生後から、施工現場の被害状況確認・二次災害の防止といった現場対応、行政や地域からの要請に基づく復旧対応、得意先の施工中物件、竣工物件への対応といった、災害時固有の追加業務が発生し、平時以上の業務量を展覧し環境下でこなすことが求められています。



建設業におけるBCM取組みの意義

BCPは策定したら終わりではなく、策定には実際に計画が実行できるかどうかの検証、計画遂行のための事前対策の実施、定期的な訓練や文書の見直しといったBCM活動が重要です。



ガイドラインをお読みいただきたい方

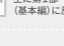

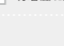
- 経営層 BCMの重要性を理解し、責任者や担当者の活動をバックアップしていただきたい。具体的には、ヒートマップといったリスクをどの程度BCMに充てるかの判断などがあります。
- BCP責任者 BCMの重要性を理解するとともに、自社の現状や特性を踏まえて、どう優先順位を付けて取組むかの判断に活かしていただきたいです。
- BCP担当者 過去事例や他社の先進的な取組みを参考に、自社の取組みを検討していただきたいです。
- 他業種のみならず 建設業の特性や取組みを知り、建設業との連携を活かしていただきたいです。

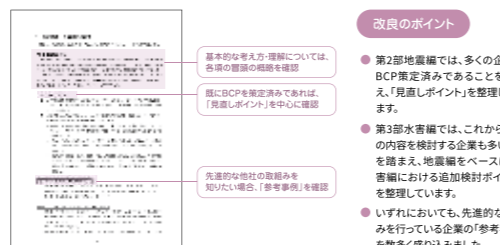
経営者に求められること

昨今、BCM取組みを行うことは企業・組織の経営者の責任とみなされています。経営者は専らだけでなく、平常時にリーダーシップを発揮することが大切です。なお、建設業においては、様々な企業規模の建設会社が存在するため、その企業規模に応じた取組みの判断が求められます。

ガイドライン(第5版)の見直し

ガイドラインを読むとこんなことがわかる

- 建設業特有の「社会からの要請に応える」重要性を踏まえた、BCMの枠組み  主に第1部(基本編)に反映
 - 首都直下地震に加え、津波被害の発生する海溝型地震等、複数タイプの地震への備え  主に第2部(地震編)に反映
 - オンラインツールの活用など新しい取り組み事例  主に第3部(水害編)に反映
 - 発生が予測可能な災害への対応及びBCPにおける追加検討ポイント
- その他にも... ● 南海トラフ巨大地震後の後発地震アラートへの対応
● 水害に対する政府や気象庁など関係機関の考え方や動き



改良のポイント

- 第2部地震編では、多くの企業がBCP策定済みであることを踏まえ、「見直しポイント」を整理しています。
- 第3部水害編では、これらBCPの内容を検討する企業も多いため、「見直しポイント」を整理しています。
- いずれにおいても、先進的な取組みを行っている企業の「参考事例」を数多く盛り込みました。